

相談支援員研修会のご案内

都内在勤で、ひとり親家庭等の相談支援に携わっている母子・父子自立支援員、子ども家庭支援センター相談員、母子生活支援施設職員、就業支援機関相談員、民生委員、ひとり親家庭支援団体担当者等

都内ひとり親家庭の相談支援に携わっている方を対象に、支援に必要な知識・技能を習得できる研修会です。ひとり親家庭への支援力のさらなる向上のため、支援員にとって必要と思われる様々なテーマを設定し、実施してまいります。皆様のご参加をお待ちしています。

第5回 「離婚に関する法律と手続の基礎」

～相談支援員として知っておきたい基礎知識～

離婚相談と一口に言っても、離婚、親権、面会交流、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割、離婚前の婚姻費用など、相談者から尋ねられる事項は多岐にわたります。一通りの論点は分かっているても、裁判所での手続がよく分からず、解決までの流れを具体的にイメージできないことがあるかもしれません。そこで、離婚に関する法律と手続の基礎を、具体的な手続の流れも紹介しつつ、お話しします。

講師：文京の森法律事務所 弁護士 森岡 かおり氏

日時：令和3年9月30日（木）13：30～16：30

参加費無料

オンライン開催へと変更になりました。

お申込みの際にはメールアドレスをご記入願います。

定員：50名 申込締切9月22日（水）

★お申込みは、はあとホームページから <http://www.haat.or.jp/> /
メール・FAXでも受付しております。ご希望の方は裏面をご覧ください。

はあと



東京都ひとり親家庭支援センター はあと

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ5階

TEL: 03-5261-8687 FAX: 03-5261-1343

担当 矢島・青木



この事業は東京都から委託を受けて一般財団法人 東京都ひとり親家庭福祉協議会が実施しています。



相談支援員研修会申込み

◆ ホームページからお申込みの場合 お申込フォームに入力して送信してください。

<http://www.haat.or.jp/>

◆ メールでお申込みの場合

①件名に『相談支援員研修会参加希望』と入力してください。

②本文に、下記の必要事項を入力の上、info@haat.or.jp宛に送信してください。

◆ FAXでお申込みの場合、下記にご記入の上送信してください。

※送信後FAXが届いているか確認の電話をお願いします。(TEL: 03-5261-8687)

【FAX申込書】 FAX: 03-5261-1343

開催日	< 第5回 > 令和3年9月30日(木) 13:30~16:30	
フリガナ 申込者氏名	御年齢 才	
連絡先住所	〒 _____ 東京都	
連絡先電話番号	TEL: — —	FAX: — —
※必ず記載下さい 所属名 (一つだけ ○をつけて下さい)	①区市町村職員 ②母子・父子自立支援員 ③母子生活支援施設職員 ④子ども家庭支援センター相談員 ⑤就労支援専門員 ⑥民生児童委員 ⑦マザーズハローワーク職員 ⑧NPO職員 ⑨その他()	
相談支援員職歴 (○をつけてください)	①1年未満 ②1年以上3年未満 ③3年以上5年未満 ④5年以上10年未満 ⑤10年以上	
日頃の主な支援内容		
参加動機・普段の業務で困っていること (講師への質問等)		
メルマガ配信の希望	<input type="checkbox"/> 配信を希望する <input type="checkbox"/> 配信を希望しない <input type="checkbox"/> 登録済 *メルマガ配信を希望される方はメールアドレスをご記入ください。 @	

◆定員超過などにより受講できない場合は、ご連絡いたします。悪しからずご了承ください。
 ※参加申込に関する個人情報はこの研修会事業にのみ使用致します。

◆会場案内図◆ 【第5回】

飯田橋セントラルプラザ
 東京都新宿区神楽河岸1-1



- ★JR「飯田橋駅」西口下車 徒歩1分
- ★東西線・有楽町線・南北線・大江戸線「飯田橋駅」
B2b出口 徒歩1分